

いながわ 情報ポケット

イベント・催し

道の駅いながわで「三月やよいまつり」

▶とき 3月25日(日) 午前10時～午後3時 ▶ところ 道の駅いながわ ▶内容 海産物の販売(但馬漁協)、手打ちそばの実演・販売(梅おろしそばなど)、J Aいな後の郷グループ加工品、「そば雑炊」の振舞い(午前11時から先着100人) ▶問合せ 同駅(☎767-8600)

募集

不法投棄防止対策等パトローリング(緊急雇用就業機会創出事業)

▶募集期間 3月15日～同26日 ▶勤務内容 不法投棄防止のための監視、廃棄物の回収作業、公共施設の維持管理作業など ▶募集人数 2人(面接にて決定) ▶賃金・勤務時間 日給8,360円、勤務時間 午前8時45分～午後5時30分(休息1時間) 週休2日制(月10日勤務、隔日出勤) ▶その他 普通自動車免許所持者(AT限定不可)・草刈機、チェーンソーが使える人 ▶申込・問合せ 都市環境課(☎766-8704)

バドミントン初心者教室

▶とき 4月1日(日)・同7日(土)・同15日(日)・同29日(日) 午後1時30分～同4時(受付:同1時～)、5月12日(土) 午前9時30分～正午(受付同9時～) ※いずれも教室終了後、自由練習可、また途中参加可 ▶ところ 文化体育館 ▶参加費 500円(初回のみ保険代として) ▶参加資格 高校生以上 ▶服装 運動のできる服装、体育館シューズ、ラケットは協会で準備 ▶申込方法 当日会場にて受付 ▶問合せ 富田宅(☎766-8704)

FAX766-4585) ▶団体協会の無料体験教室 ～親子で体操～ ▶とき 3月29日(木) ①午前10時30分～②1歳児と保護者②同11時5分～③2歳児～未就園児と保護者 ▶ところ 文化体育館 ▶内容 親子ふれあい体操や道具を使った体操遊びなど ▶健康エアロビクス ▶とき 3月30日(金) 午前10時～同11時 ▶ところ B&G海浜センター ▶いずれも ▶定員 先着25組 ▶申込・問合せ 同協会(久保宅) ☎・FAX766-4394、桜井宅 ☎・FAX766-1641、留守電可)

お知らせ

税務職員(国税専門官) ▶採用予定数約800人 ▶受験資格 昭和57年4月2日～平成3年4月1日生まれの人、平成3年4月2日以降に生まれ大学を卒業した人、平成25年3月までに大学を卒業する見込みの人 ▶試験の程度 大学卒業程度 ▶試験日 1次=6月10日(日) ▶受付期間 4月2日～同12日 ▶問合せ 伊丹税務署(☎779-6121)

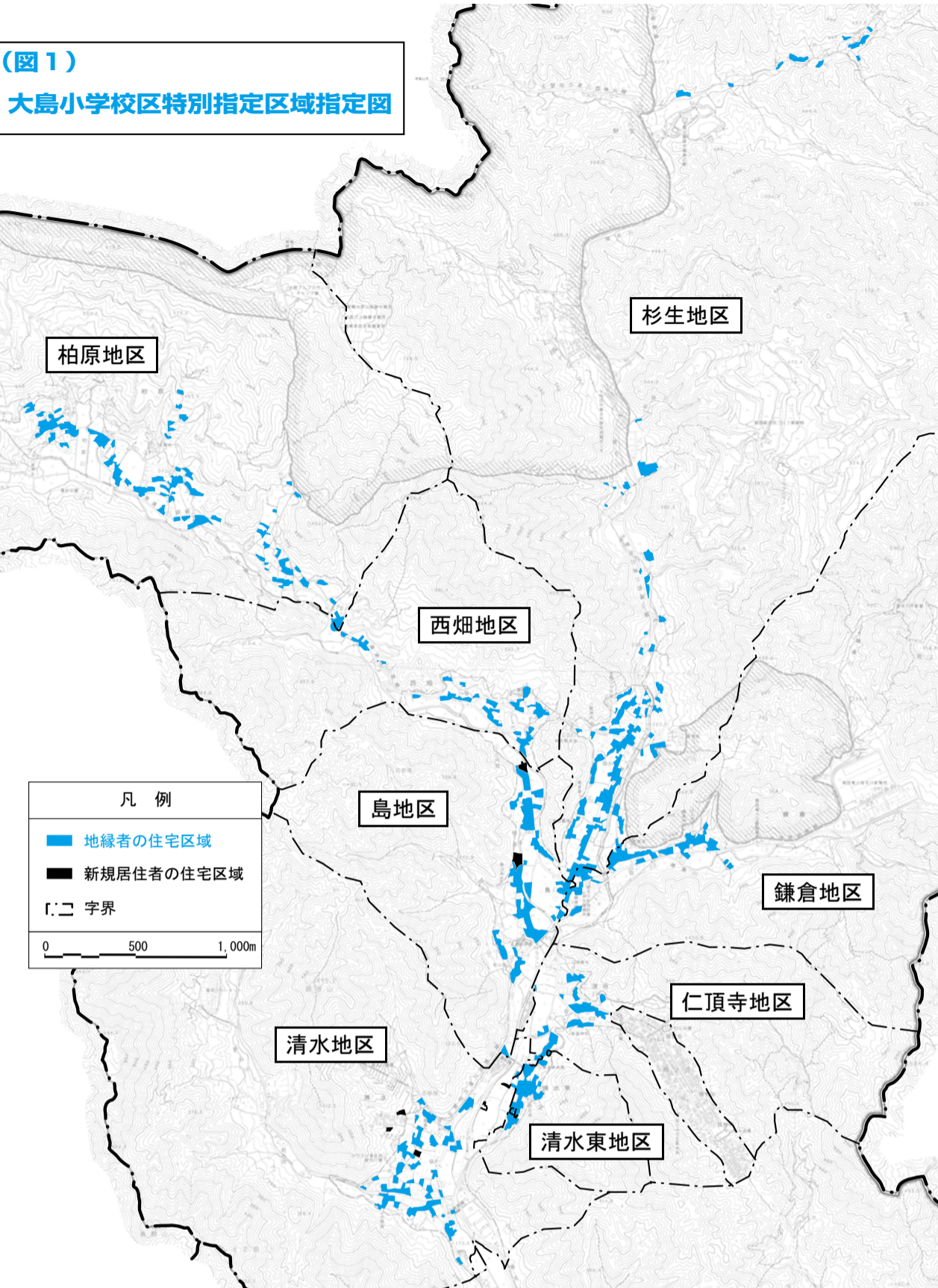
固定資産課税台帳の閲覧・縦覧帳簿の縦覧

平成24年度の固定資産の価格を登録した固定資産課税台帳が閲覧できます。また、土地・家屋の評価額などを登録した縦覧帳簿の縦覧を行います。 ▶とき 閲覧=4月2日～1年間、縦覧=4月2日～5月31日、土・日・祝日を除く執務時間内 ▶ところ 税務課 ▶対象者 町内に所在する固定資産を所有する本人など(納税義務者および借地・借家人) ▶必要なもの 本人(同居の家族)=運転免許証、身元証明書、借地・借家人=賃貸借契約書など ▶問合せ 同課(☎766-8702)

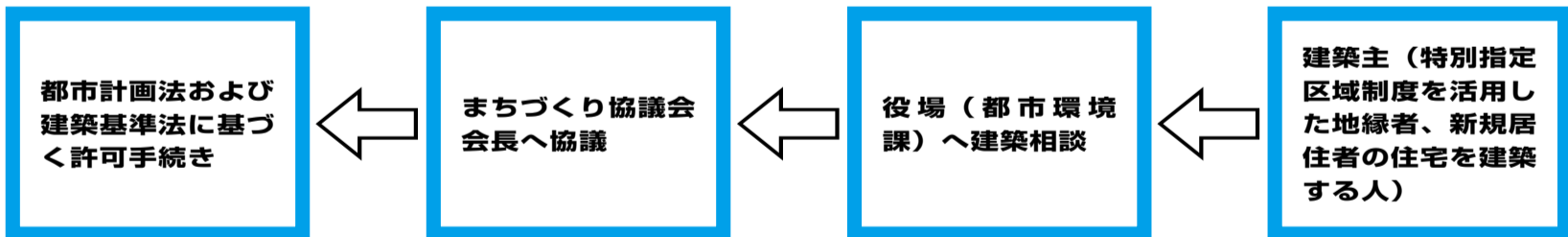
生ごみ処理機器の購入助成制度を終了します

町では、ごみ減量化推進のため、生ごみ処理器の購入に対して助成を行っていますが、一定の効果が得られたことから、平成23年度限りで同制度を終了します。助成を利用される人は町内の指定取扱店で購入し、3月30日までに住民保険課へ助成金の申請を行ってください。

- ▶助成対象者 町内在住で、町内の家庭で使用し、できた堆肥を自ら処分できる人(5年以内に当該助成を受けた人は、新たに助成を受けることはできません)
- ▶助成金額 2万円を上限とし、消費税を除いた購入価格の2分の1(1,000円未満は切捨て)
- ▶問合せ クリーンセンター(☎768-0818)



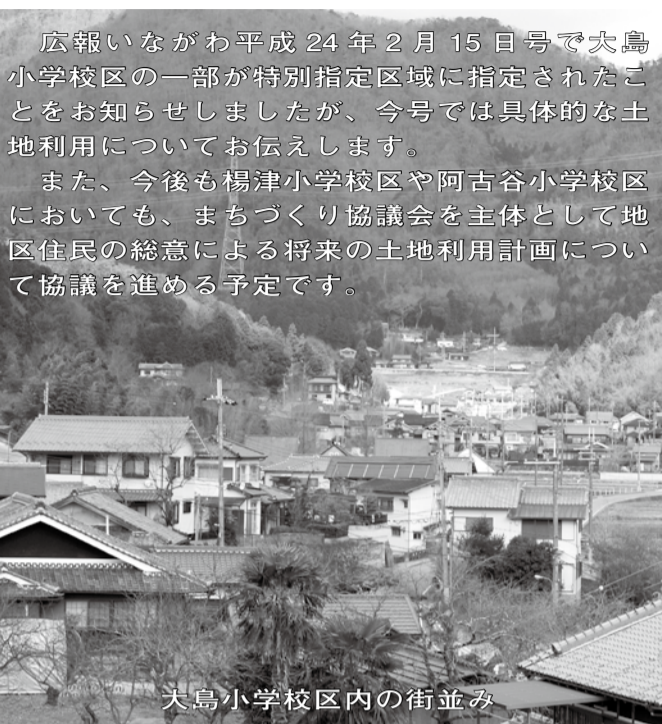
地縁者の住宅や新規住宅を建築する場合の手続き(フロー図)



大島小学校区 特別指定区域の土地利用について

●指定の経緯・目的
大島小学校区まちづくり協議会では、平成21年1月より「特別指定区域制度を活用した田圃まちづくり」について住民の皆さんと意見交換会を実施し、まちづくり構想(まちの将来像)を策定しました。この構想が県や町の各種手続きを経て、県より特別指定区域の指定決定として、平成24年1月17日に告示されました。今後、社会情勢や需要に合った生活利便施設の充実・企業誘致による就労の場づくり、にぎわいと活力のあるまちづくりなど、地域の夢の実現に向けた第一のステップになるものです。

●区域の指定
対象地域(大島小学校区)は、柏原・西畑・杉生・鎌倉・島・仁頂寺・清水東・清水の地域です(図1参照)。



大島小学校区内の街並み

●縦覧ください
詳細図について、地区土地利用計画書および特別指定区域指定図は都市環境課に設置し、また大島まちづくり協議会、各自治会長にも配布しています。

●指定の経緯・目的
この特別指定区域制度では、「地縁者の住宅区域」と「新規居住者の住宅区域」を指定しています。これにより、市街化調整区域における厳しい建築制限が一部緩和されます。「地縁者の住宅区域」同校区内に通算して10年以上居住したことのある人が、居住を前提に戸建住宅を区域内において建築できます。例えば、「就職で本町を離れたが生まれ育った地区に住みたい」「分家したいが相続できる土地がない」といった場合に活用が考えられます。また、「校区内に10年以上住んでいて」とは、「生まれてから小学校卒業まで住んでいた」「借家に10年以上住んでいた」など時期は問われません。通算して10年以上居住していたことが戸籍などで確認できる人が対象です。「新規居住者の住宅区域」居住を前提に戸建住宅を建築できます(居住期間や校区内の居住といった条件はありません)。なお、今回特別指定区域の指定を行っていない、旭ヶ丘・川向・尾花・清水ういす台などの住宅地は以前から都市計画法による措置で住宅が建築できる土地となっていますので、今回指定していません。

特別指定区域の土地利用に伴うQ&A

- Q: 地区土地利用計画とは?**
A: 大島小学校区においてどこに家を建てるか、どこを農業の場所とするかなどそれぞれ区域を計画するものです。また、将来生活利便施設(日用品店、医療関係施設など)の具体的な計画が生じた場合、みんなで相談して計画変更の手続きをします。
- Q: 特別指定区域とは?**
A: 地区土地利用計画を基本として、さらに細かく区域を指定し、建築などを可能にする区域のことです。
- Q: 特別指定区域を指定すると税金はあがるのですか?**
A: 特別指定区域を指定しても建築物を建てなければ固定資産税は変わりません。なお、建築物を建てた場合の固定資産税については、税務課(☎766-8702)に相談ください。
- Q: 今回指定の地縁者の住宅区域は、既存の住宅(既に住宅となっている)を主に区域指定していますが、今までとどのように違いますか?**
A: 従来から既存の住宅においては用途変更(建物の使用目的の変更)を伴わない建て替えは可能でしたが、今回の「特別指定区域制度の適用」では、地縁者の住宅区域のメリットが、次のようになります。
①今の住宅の敷地を分割して住宅を建築することが可能になります(ただし、最低敷地面積が150㎡以上となつていきますので、今の住宅の敷地が実質300㎡以上ないと分割は困難です)。
②市街化調整区域編入前(平成10年7月31日)からの住宅を撤去した後の更地を大島小学校区に10年以上住んだことのある人が購入し、住宅を建てるのが可能となります(今までは、住む人がなくなった住宅を撤去して土地を処分したかったが、一度住宅を撤去すると新たな購入者が土地を買って住宅を建てるのが不可能でした)。
③自分が住んでいる住宅とその隣接地が地縁者の住宅区域に含まれている場合、地縁者は、隣接地を購入して増築することができます。なお、これら地縁者の住宅区域については、災害のための規制区域を除いて、集落区域内であれば追加などの検討は可能です。

かわごえ かんな
川越 環奈ちゃん
1歳3カ月(白金)

いわい ゆづき
岩井 結月ちゃん
1歳2カ月(旭ヶ丘)

はい！ポーズ

おふろ好きーな環奈☆声をかけると走っておふろ場に集合☆これからも成長が楽しみです

動くのが大好き。やんちゃなゆづちゃん。ニコニコ笑顔が素敵です。元気に大きくな～れ。

4月から6月のし尿収集日程

地区名	4月	5月	6月
肝川・銀山・広根	2・3	1・2	1・4
上野・柏梨田	4	7	5
紫合・猪名川荘田	5・6	8・9	6・7
原・民田	9	10	8
上阿古谷・下阿古谷	9	10	8
北野	10	11	11
北田	10	11	11
万善・槻並	11	14	12
木津・東山	12	15	13
木津上	12	15	13
木間生・枋原・林田	13	16	14
笹尾	16	17	15
清水・清水東	17・18	18・21	18・19
仁頂寺・島	19	22	20
鎌倉	23	23	21
杉生	24・25	24	22
西畑・柏原	26・27	25・28	25・26
		29	27
		30・31	28・29

※日程が前後する場合があります。問い合わせは、クリーンセンター(☎768-0818)へ。

ふれあい予定表

ホームページに掲載した「ふれあい予定表」は、4月から町ホームページ(便利メニュー)への掲載に変わりますのでご参照ください。また、各公共施設にも置く予定です。ご利用ください。

▼問合せ 木津総合会館(☎768-0217)

平成23年度町表彰式

町の各分野で功績のあった人や団体を表彰する町表彰式を2月29日に文化体育館で行いました。

地方自治に貢献のあった2人に「顕功賞」、地域の発展と住民福祉に貢献のあった6人に「ツツジ賞」と2団体に「松樹賞」。

「松樹賞」猪名川町商工会・猪名川諸動物愛護福祉協会
「感謝状」鳥越悠紀子・松井純子・堂本一夫・清水老人クラブ・清寿会・谷口亮悦・吉見二郎・平尾宗孝・久保隆・眞砂敏春・山崎美賀・小北弘明・日生中央駅前フリーマーケット実行委員会・川辺町教会・ネウス員いながわ

▼問合せ 企画財政課(☎766-8713)

「顕功賞」尾川悦子・芝祥弘
「ツツジ賞」竹尾忠夫・酒井龍一・塚本龍・西山佐枝子・伊原元一・辻口悦司

た、各分野で貢献のあった10人と4団体に「感謝状」が贈られました(順不同・敬称略)。

18人と6団体を表彰